

令和元年度報告書

令和2年4月

兵庫県規制改革推進会議

目次

はじめに	1
会議の開催状況	2
審議結果のまとめ	
1 審議結果の区分	3
2 審議件数等	3
令和元年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果	4
1 県・市町の条例等による規制に関する事項	
(1) 製品を包装する際の容積の基準緩和	5
2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	
(1) 道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化	6
(2) 特殊車両通行許可に関する処理の迅速化	7
(3) 建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化	8
(4) 建設業許可における健康保険等の確認書類の削減	9
(5) 建設業に関する届出等の郵送による申請受付	10
(6) 建設業の許可申請時に必要な書類の明確化	11
(7) 個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大	12
3 国の法令等による規制に関する事項	
(1) 地籍調査の現地立会の簡素化等	13
4 平成 30 年度の議論を踏まえた新たな論点	
(1) 標準処理期間を定めている手続等に関する事項	14
(2) 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項	16
(参考資料)	
・ 平成 30 年度審議結果の対応状況	20
・ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱	21

はじめに

兵庫県では、県及び市町の条例等による独自の規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、地域活性化の支障となっている事例について、有識者と県・市町で議論し、その規制等のあり方を検討するため、平成30年5月に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

当会議は、行政法、都市計画、産業など、各分野の有識者6名の委員で構成されており、見直しが必要と考えられる具体的な支障事例を、県内市町、企業・各種団体等から幅広く募集しています。

これまでに提案された事例は、県及び市町の条例等による独自規制に関する事項のほか、行政手続の簡素化に関する事項や、国の法令等による規制に関する事項など様々あり、今年度は提案された9項目について審議を行いました。

また、兵庫県の行政手続に関する横断的なテーマ2項目についても取り上げ、よりよい県政運営につなげるため、議論を深めました。

この報告書は、今年度の当会議の議論について論点を明確にし、審議結果が兵庫県を始め県下の市町に幅広く共有されることを目的に取りまとめたものです。当会議の議論をきっかけに、顕在化する支障事例が1つでも多く解消されることを期待しています。

さらに、来年度に向けては、年間を通じた提案窓口など、より幅広く提案を募れるような仕組みを設け、本県の規制改革の取組を一層推進してまいります。

令和2年4月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久
(神戸大学大学院法学研究科教授)

会議の開催状況

回	開催日	議 題
第 1 回	令和元年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進会議設置要綱(案)について ・県・市町の条例等による規制に関する事項 (製品を包装する際の容積の基準緩和) ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化) ・国の法令等による規制に関する事項 (地籍調査の現地立会の簡素化等) ・平成 30 年度の議論を踏まえ議題とする新たな論点 (標準処理期間を定めている手続等に関する事項、要綱等の規定により事前申請等を求めている事項)
第 2 回	令和元年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (特殊車両通行許可に関する処理の迅速化、建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化 等) ・第 1 回会議で継続審議となった事項 (道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化、要綱等の規定により事前申請等を求めている事項)
第 3 回	令和 2 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回会議の議論を踏まえた報告事項 (建設業許可における健康保険等の確認書類の削減、建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化、要綱等の規定により事前申請等を求めている事項) ・令和元年度報告書(案)について ・令和 2 年度の議題とするテーマについて

審議結果のまとめ

1 審議結果の区分

	見出し	意味
対応するもの	(1) 規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	(2) 制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	(3) 制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	(4) 国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	(5) その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	(6) 現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

2 審議件数等

- ・ 提案件数 9 件

区分	件数	比率
(1) 規制・手続の見直し	6	60.0%
(2) 制度内容の明確化	-	-
(3) 制度内容の周知	-	-
(4) 国へ制度の見直しを要望	2	20.0%
(5) その他	1	10.0%
(6) 現行の制度運用を維持	1	10.0%
計	10	100.0%

2-(2)「特殊車両通行許可に関する処理の迅速化」について、「規制・手続の見直し」と併せて「国へ制度の見直しを要望」も行うため、提案件数と一致しない

令和元年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果

1 県・市町の条例等による規制に関する事項 1件

規制・手続の見直し:1件

提案事項		審議結果
(1)	製品を包装する際の容積の基準緩和	規制・手続の見直し ・合理的な理由があると認められるときは、過大包装の基準を適用しないとする等の見直しを行う

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 7件

規制・手続の見直し:5件、国へ制度の見直しを要望:1件、その他:1件、現行の制度運用を維持:1件


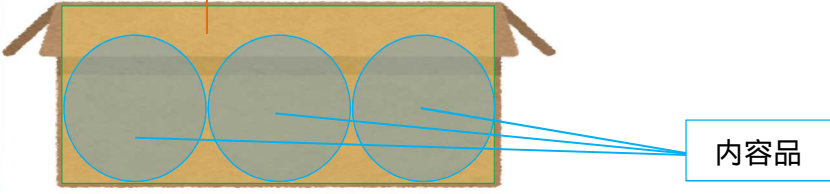
提案事項		審議結果
(1)	道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化	規制・手続の見直し ・更新申請に当たっては申請書の提出のみとし、図面等添付書類を省略するよう見直す
(2)	特殊車両通行許可に関する処理の迅速化	規制・手続の見直し ・標準処理期間を見直し、許可までの目安期間がわかるよう例示等による期間の明確化について検討を行う 国へ制度の見直しを要望 ・処理の迅速化に向け、センシング技術を活用した道路構造データ収集の継続実施等を国に要望する
(3)	建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化	規制・手続の見直し ・法施行されるまでの間、事前相談での柔軟な対応により法人の新規申請から許可までの期間を短縮する
(4)	建設業許可における健康保険等の確認書類の削減	その他 ・建設業法改正の内容を踏まえ、建設業における雇用環境整備等の観点から、必要な確認書類の検討を行う
(5)	建設業に関する届出等の郵送による申請受付	規制・手続の見直し ・郵送や持参等の対象範囲や申請時のルールなど、申請方法全般について検討し、手引きを見直す
(6)	建設業の許可申請時に必要な書類の明確化	規制・手続の見直し ・必要書類等の記載について、よりわかりやすい表現になるよう見直す
(7)	個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大	現行の制度運用を維持 ・個人情報の権利保護に関する利益と、利便性との比較において、個人情報の権利保護を重視すべきとの考え方から、現行の制度運用を維持する

3 国の法令等による規制に関する事項 1件

国へ制度の見直しを要望:1件

提案事項		審議結果
(1)	地籍調査の現地立会の簡素化等	国へ制度の見直しを要望 ・所有者不明土地の筆界確認において、客観的資料が乏しい場合であっても、地籍調査が円滑に進むよう、制度の見直しを国へ要望する

1-(1) 製品を包装する際の容積の基準緩和

根拠法令等	(市)神戸市民のくらしを守る条例、同施行規則 神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱
提案の背景等	
<p>・神戸市では、「神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱」により、宝石・貴金属類及び極めて高価な美術工芸品を除くすべての製品の包装について、包装容積から内容品の体積を控除した空間容積の割合が、包装容積に対して15%を超えるものを過大包装とし、禁止している。</p> <p>・消費者包装について、空間容積を規定していない自治体も多く、規定している場合でも空間容積20%超を基準としている自治体が大半である。</p> <p>【空間容積のイメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="172 555 619 882" style="text-align: center;">  <p>[上からの図]</p> </div> <div data-bbox="740 539 1321 595" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{空間容積} = \text{包装容積} - \text{内容品体積}$ </div> <div data-bbox="625 645 1458 837" style="text-align: center;">  <p>[横からの図]</p> </div> </div>	
提案内容（提案者:P&G ジャパン(株)）	
<p>・神戸市の要綱による、商品包装時の過大包装とする空間容積の基準(15%)が他の自治体と比べて厳しく、製品の包装が制約される。そのため、多様な製品の開発や、より良い品質の製品の提供の妨げになる場合がある。</p> <p>・例えば、製品を詰め合わせて販売する場合に、表示や製品が正面を向くように固定する包材を入れた場合、規定される空間容積を超える場合がある。また、1回分がフィルムに覆われた洗剤を容器に充填しふたをする場合、内容品(洗剤)とふたとの距離を確保できていないと、ふたを閉める際に内部の洗剤のフィルムを破損してしまう可能性がある。</p> <p>・商品の特性上やむを得ない事情があると認められる場合や、包装の特性上製品の容積が明らかな場合を例外として明文化し、過大包装として規定される空間容積の基準を20%に緩和してほしい。</p>	
条例等所管部局等の回答（神戸市）	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <p>・商品の多様化に伴い、時代の変化に対応した柔軟な規制とするため、「神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱」を今年度改正する。</p> <p>・主な改正内容は、商品の特徴的な包装形態、包装技術又は内容の特性等により、合理的な理由があると認められるときは、過大包装の基準を適用しないとする柔軟規定を盛り込む。また、要綱第4条に規定される空間容積の包装容積に対する割合(15%)についても、併せて改正を検討する。</p>	
審議の結果等	
<p><u>規制・手続の見直し</u></p> <p>・回答方針のとおり、神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱の見直しを行う。</p> <p>・要綱の見直しに当たっては、以下の内容を神戸市に要望する。</p> <p style="padding-left: 40px;">過大包装の基準を適用しない場合の「合理的な理由」について、例示を行うなど要件をより明確化すること</p> <p style="padding-left: 40px;">廃棄物抑制の観点も踏まえて見直しを行うこと</p>	

2-(1) 道路占用許可の更新時における申請方法の簡素化

根拠法令等	(県)道路占用規則	
提案の背景等		
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、道路法等に基づき道路占用規則を定め、占用期間更新申請時に必要な添付書類等を規定している。 ・道路占用に関する申請は、各土木事務所で受け付けている。平成7年の「手続の簡素化措置の徹底に関する通知」(国通知)を受け、当初申請時と変更のない占用物件は当初申請時の図面を活用するなど、簡素化措置を図るよう土木事務所に周知を行っているが、すべての土木事務所に対応が統一されているわけではない。 ・近畿地方整備局(国交省)の国道占用更新の手続は、郵便はがきで更新の確認を行っている。 		
【国と県の更新手続きの比較】		
	国	県
申請書	往復ハガキ	申請書(郵送可)
添付書類	なし (別途図面の提出が必要)	・位置図 ・前回許可書の写し
頻度	図面は占用変更の都度提出 (申請:10年に1回)	10年に1回
管理延長	9路線485km(但馬125km)	485路線4,850km(但馬1,050km)
提案内容(提案者:新温泉町)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県管理道路で占用している上下水道管の占用期間の更新申請時(許可期間10年)には、占用物件の位置図や前回の占用許可証の写しのほか、図面(平面図、断面図等)の提出を求められる。 ・占用物件の内容に変更がない更新申請でも、前回の占用許可書の写しの添付や規格の大きな前回申請と同じ平面図のコピー作業、着色作業等が必要となり、煩雑な事務作業となっている(平面図等は各2部必要)。 ・市町及び公営企業を対象に、占用物件の更新申請については、添付する平面図等を省略可とするなど、更新申請に係る書類の簡素化を検討してほしい。 		
条例等所管部局等の回答(県道路保全課)		
【制度内容の明確化】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「道路占用事務取扱要綱」を改正し、変更を伴わない更新申請にかかる必要書類は「占用の場所の位置図」及び「前回の許可書の写し」のみとし、「平面図」をはじめとした規則に定めのない図面の提出は不要である旨を記載する。 ・また、改正した要綱を各土木事務所へ通知するとともに、管理業務課長等会議や各種担当者研修等の場でも周知徹底を図り、申請時の負担軽減に努める。 		
審議の結果等		
〈推進会議の意見〉		
<ul style="list-style-type: none"> ・国がハガキ等で更新の意思表示を確認していることを踏まえ、もう一步踏み込んだ検討を行うこと。 		
〈推進会議の意見を踏まえた所管部局等の対応〉		
規制・手続の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> ・更新申請に当たっては、審議内容を踏まえ、提案内容のとおり申請書の提出のみとし、図面等添付書類を省略するよう道路占用規則及び道路占用事務取扱要綱を改正し、手続の簡素化を図る。 ・また、本県の行政手続等の電子化に関する全庁的な取組を踏まえ、電子申請化についても今後検討を進める。 		

2-(2) 特殊車両通行許可に関する処理の迅速化

根拠法令等	(国)道路法
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> 特殊な車両を通行させようとする時には、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得る必要があるが、ドライバー不足による車両の大型化等により、処理件数が直近の5年で約4割増加し、平均審査日数は2.2倍に増加するなど、全国的に件数の増加が課題となっている。 複数の道路管理者が管理する道路を通行する場合、特殊車両の通行許可は、いずれかの道路管理者に申請すればよい。申請を受理した道路管理者は、必要に応じ他の道路管理者との協議結果を踏まえ許可を行うため、協議先の自治体等が多いほど許可が下りるまでの期間が長くなる傾向にある。 本県の受付・審査は、西宮、加古川、加東、姫路は本庁道路保全課で、それ以外は各土木事務所で行っている。 	
【特殊車両通行許可のイメージ】	
<p>岡山県 C社(X市)</p> <p>兵庫県 A社(姫路市)</p> <p>大阪府 D社(Y市)</p> <p>申請者</p> <p>①・② [申請可能] 兵庫県のみ</p> <p>③・④ [申請可能] 兵庫県、岡山県</p> <p>⑤・⑥ [申請可能] 兵庫県、神戸市</p> <p>⑦・⑧ [申請可能] 国、兵庫県、大阪府</p> <ul style="list-style-type: none"> 起点又は終点が異なる場合は、別経路扱いとなる 通行する道路の道路管理者が複数ある場合は、いずれの道路管理者に申請しても良い(国、都道府県、政令市に限る)※例の場合、兵庫県に一括申請が可能 申請を受理した道路管理者は、必要に応じ他の道路管理者と協議の上、許可を行う(兵庫県は青字の道路について協議する) 	
提案内容(提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 西宮、加古川、加東、姫路の各土木事務所の申請窓口集約により、管内県道の区間のみを走行する簡易な申請でも、集約化前は2週間程度で許可されていたものが、2ヶ月近く待たなければならない場合もある。 県道のみ通行する場合等は、受付時に内容を確認し、他の申請と担当を分けたり、更新申請の場合は、更新時期が近いものから優先的に処理したりするなど、処理の迅速化等が図れないか。 	
条例等所管部局等の回答(県道路保全課)	
【規制・手続の見直し】	
<ul style="list-style-type: none"> 見かけ上簡易であっても確認すべき箇所が多い場合があり、機械的に簡易かどうかを判断することは難しく、また公平性の観点から、有効期限までの残日数により優先順位を付けて処理することは適切ではない。 申請に提出期間の定めはないため、余裕をもった更新申請等の手続について再度周知する。 全国的な許可件数の大幅な増加を踏まえ、標準処理期間を見直し、例示等による期間の明確化について検討を行うことにより、申請者の予見可能性を高める。 	
【国へ制度の見直しを要望】	
<ul style="list-style-type: none"> 処理の迅速化に向け、国が実施しているセンシング技術等を活用した道路構造データ収集の継続実施によるデータの拡充と、許可車輛の基準緩和による申請件数の更なる抑制を国に要望する。 	
審議の結果等	
規制・手続の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 申請者が、申請内容に応じた許可までの目安期間がわかるよう、回答方針のとおり標準処理期間を見直す。 	
国へ制度の見直しを要望	
<ul style="list-style-type: none"> 全国的な許可件数の大幅な増加を踏まえ、道路構造データの拡充等、処理の迅速化に向けた取組について国へ要望する。 	

2-(3) 建設業の法人成りに関する廃業届の取扱いの柔軟化

根拠法令等	(国)建設業法
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可において、個人と法人とは別人格として扱われるため、個人から法人に経営を移行(法人成り)する際には、改めて許可が必要となる。 新たに法人の建設業許可を取得する際には、許可要件となる経營業務の管理責任者又は専任技術者の確保に関して、その常勤性又は専任性から個人と法人で兼ねることが認められず、法人の申請時点で許可要件を満たしておくためには、個人の廃業が必要となる。 <p>【法人成りに関する許可のイメージ】</p>	
提案内容（提案者：兵庫県行政書士会）	
<ul style="list-style-type: none"> 個人から法人成りをして建設業許可を取得する場合、新たに法人の建設業許可申請を提出する時に、個人の廃業届も求められるが、その廃業日を新たな法人の許可申請日以前にする必要がある。 その結果、新たに申請をした法人の許可が出るまでの間は、個人は廃業するため無許可、法人も無許可の状態になってしまう。 個人が法人成りする場合は、無許可期間を発生させるといふ不利益が生じないよう、廃業日を新たな法人の許可日の前日とすることができないか。 	
条例等所管部局等の回答（県建設業室）	
<p>【制度内容の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法上、許可の要件である経營業務管理責任者及び営業所の専任技術者は、常勤であることが求められるが、一方(個人)で常勤性が認められれば、他方(新法人)での常勤性は認められない(=建設業許可の要件を満たさない)と判断される。現時点では現行の取扱いが適切であると考えられる。 なお、現行の規定では、建設業者が事業譲渡等を行う際にも、建設業許可に空白期間が生まれ不利益が生じていたこと等から、令和元年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により許可の承継に関する規定が設けられ、空白期間が発生することなく許可を引き継ぐことが可能となると聞いている。制度改正の内容について、明らかになった段階で周知したい。 	
審議の結果等	
<p>(推進会議の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に法改正され、施行の段階で確実に課題が解消されるのであれば、それまでの間は仕方がないという考え方もあるが、一方で、課題解決の方法があるのであれば、法施行を待たずに対応するという考え方もある。 法施行までの間の取扱いについて、県としてどのような対応をするのか、方針を検討すること。 <p>(推進会議の意見を踏まえた所管部局等の対応)</p> <p>規制・手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人成りに係る許可申請について、法施行されるまでの間の措置として、事前相談での柔軟な対応により法人の新規申請から許可までの期間を短縮し、事業者の不利益が生じないよう努める。 	

2 - (4) 建設業許可における健康保険等の確認書類の削減

根拠法令等	(県)健康保険等の加入確認書類について(H24.10月通知)
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年以降、建設業では社会保険未加入対策が進められ、「適切な社会保険への加入」が求められており、許可申請者は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ・健保組合)、雇用保険の3点の加入状況を示す書類を提出しなければならない。 健康保険法上、個人で常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人で常時従業員を使用している場合には、適用事業所となり、協会けんぽ等への加入が必要である。 しかし、従前から建設国民健康保険(建設国保)等に参加していた個人事業主が法人化した場合、あるいは常時使用する従業員が5人以上に増加することにより適用事業所となった場合には、必要な手続き(健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を経れば、国民健康保険組合に引き続き加入し続けることができる。 	
<p>【建設業における社会保険の概要】</p> <p style="text-align: center;">雇用保険</p> <p style="text-align: center;">建設業者に求められる社会保険</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">健康保険</p> <p>個人事業主(従業員4人以下)</p> <p>国民健康保険・国民健康保険組合(建設国保等)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">厚生年金</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所は、原則、協会けんぽ(又は健康保険組合)に加入しなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">法人・個人事業主(従業員5人以上) 【適用事業所】</p> <p>協会けんぽ・健康保険組合</p> <p style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">適用除外申請</p> <p>従前から国保等に参加の個人事業主が、法人化や常時使用する従業員数の増加等の要因により適用事業所となる場合、除外申請ができる</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">社会保険資格申請時の年金事務所への申請書類の場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届</p> <p style="text-align: center;">の場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・健康保険被保険者適用除外承認申請書 ・厚生年金保険被保険者資格取得届</p> </div> </div>	
提案内容(提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> 県では、協会けんぽ等に参加せず建設国民健康保険(建設国保)等に参加している場合は、加入者の国民健康保険の被保険者証の写し又は加入証明書の原本の提示を求めている。 社会保険の資格申請時には、健康保険(協会けんぽ・健保組合)と厚生年金の資格取得を1枚の用紙で同時に申請する。また、建設国民健康保険(建設国保)等に参加の場合は、厚生年金の資格取得と健康保険の適用除外申請を同時に行う。そのため健康保険又は厚生年金のどちらかだけの資格を単独で取得することはできない。 厚生年金の加入状況の確認書類を提出すれば、いずれかの健康保険(協会けんぽ・健保組合、建設国保等)に参加していることは明らかであるため、建設国保等の被保険者証の写し等の提出は不要としてほしい。 	
条例等所管部局等の回答(県建設業室)	
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業における雇用環境整備等の観点から、建設業許可申請時点(新規・更新・業種等追加)での社会保険の加入状況を確認するため、協会けんぽ等の健康保険について直近の確認書類の提出を求めている。 同様に、適用除外事業所においても、建設国保等への加入を社会保険の資格申請時に確認した後、その加入資格を喪失している恐れがあるため、建設業許可申請時点で、被保険者証の写し等により加入状況を確認するものである。他府県の多くで、本県同様に確認書類の提出を求めている。 現在国の通知に基づき指導等を行っている「適切な社会保険への加入」が、令和元年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)により、建設業許可の要件の一つとして省令で定められる予定である。 現時点では、省令改正の時期や改正の方針等の詳細が示されておらず、健康保険の加入確認についてどのような対応が求められるか不明であるが、法改正等の内容を踏まえ適切に対応したい。 	
審議の結果等	
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答方針のとおり、建設業法改正の内容を踏まえ、建設業における雇用環境整備等の観点から、建設業許可申請時に必要とする確認書類の検討を行う。 	

2-(5) 建設業に関する届出等の郵送による申請受付

根拠法令等	(県)建設業許可申請等の手引き
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、建設業に関する申請書類の確認や補正を的確に行うため、申請書類の窓口への提出を求めている。 ・大阪府等の一部の他府県では、郵送による申請も可能となっている。 <p>【許可申請書類の提出先(建設業許可申請等の手引き)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>6 許可の申請</p> <p>(1) 許可申請書類の提出先</p> <p>ア 大臣許可 大臣許可については、兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室を經由して、国土交通省近畿地方整備局(許可行政庁)あてに提出します。</p> <p>イ 知事許可 知事許可については、申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所(許可行政庁)に提出します。</p> </div>	
提案内容(提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・県民局、県民センターで申請を行う際、窓口の担当者が少なく混雑し長時間待たされる場合があり、場合によっては、待ち時間が1時間を超えることもある。 ・また、担当者が不在などにより窓口で受け付けられない場合や、届出を即時受け付けとせず預かりとする場合があり、申請者の利便性を損ねている。 ・建設業の決算変更や許可要件に該当しない変更など、郵送対応が可能な届出について、郵送による申請受付ができないか。 	
条例等所管部局等の回答(県建設業室)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の行政手続等の電子化に関する取組や、国の電子申請に関する調査検討、他府県の状況等も参考にしつつ、事務処理や申請者の状況も勘案しながら、郵送や持参等の対象範囲や申請時のルールなど、申請方法全般について検討を進める。 	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答方針のとおり、郵送等による申請方法について建設業許可申請等の手引きの見直しを行う。 	

2-(6) 建設業の許可申請時に必要な書類の明確化

根拠法令等	(県)建設業許可申請等の手引き
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、申請の円滑化等を目的に、建設業の許可申請を行う際の必要事項や留意点等を「建設業許可申請等の手引き」にまとめ、公表している。 ・この手引きは、法改正等の状況を踏まえ、内容について適宜改正を行っている。 <p>【許可申請に必要な書類の例(建設業許可申請等の手引き)】</p>	
<p>*14 営業所調査のために必要な書類は以下のとおりとする。</p> <p>営業所の所有…自社所有の場合は次のうちいずれか1つ 不動産(家屋)の登記簿謄本(原本)、固定資産(家屋)評価証明書(原本)、固定資産税納税通知書(写し) 賃貸の場合は次のうちいずれか1つ 家屋の賃貸借契約書、使用貸借契約書、使用承諾書、賃貸料領収書等(写し) ※なお、所有者もしくは貸主が事業主、法人の役員、又はその親族の場合は、使用承諾書等、所有権が確認できる書類を求めることがある。</p> <p>事業活動……法人市町民税納付領収書(写し) ★新規開設の場合 事業開始届(写し)(受付印のあるもの)</p> <p>勤務状況……住民票(原本)、健康保険被保険者証(写し)、給与台帳(賃金台帳)又は給与(専任技術者、支払明細書(賃金支払明細書)(写し)(2,3ヶ月分)、通勤定期券又は通勤届(令3条の用人)(写し)</p> <p>契約締結権限…委任状又は社内規則(写し)(令3条の用人)</p> <p>営業所新設……営業所(外観・内部・看板等)の写真(必要に応じて、内部の平面図等)、営業所所在地略図(必ず最寄りの駅名、バス停留所名等を記載の上、申請場所を朱書きすること)</p>	
提案内容(提案者:兵庫県行政書士会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・県の手引きの記載が不明確である。 ・例えば、新規開設時に必要な「事業開始届」について、「法人:各県税事務所に出した法人設立届」、「個人:事業開始届」のように、区別して記載されていない。また、「勤務状況の確認書類」では、記載されている書類の全部が必要なのか、そのうちの1つでよいのかも不明である。 ・手引きに沿って書類を準備したが、申請時に不足を指摘される場合や、準備した資料が不要という場合があるため、手引きに記載する内容についてもう少し明確化をしてほしい。 	
条例等所管部局等の回答(県建設業室)	
<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設業許可申請等の手引き」は、適正な申請をしていただくために作成している。定期的に見直しを行い、正確かつわかりやすい表現に努めており、必要書類等の記載について、よりわかりやすい表現になるよう見直したい。 ・また、今年6月の建設業法改正(令和2年10月施行)を踏まえ、「建設業許可申請等の手引き」の改定を令和2年度(法施行後)に予定しており、その際にも記載内容の明確化を進めたい。 	
審議の結果等	
<p>規制・手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答方針のとおり、速やかに建設業許可申請等の手引きの記載内容について見直しを行う。 <p>【附帯意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政にとっての「わかりやすい表現」が県民にはわかりにくい場合がある。わかりやすさを担保する仕組みの検討が必要ではないか。 	

2-(7) 個人情報の開示に関する代理請求者の範囲の拡大

根拠法令等	(県)個人情報の保護に関する条例																
提案の背景等																	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するため個人情報保護条例を定め、任意代理人による開示請求は、特定個人情報に係る保有個人情報に限っている。 ・総務省も、行政機関が保有する個人情報の開示請求においては、「広く代理請求を認めることは、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがある」として、任意代理人からの情報開示請求について慎重な立場である。 <p>【県の個人情報に関する開示請求の考え方】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">開示請求者</th> <th colspan="2">開示の可否</th> </tr> <tr> <th>個人情報</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定代理</td> <td>法定代理人 (親権者、後見人等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>任意代理</td> <td>任意代理人 (委任契約を結んだ代理人)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>個人情報：個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの 特定個人情報：マイナンバー等をその内容に含む個人情報</p>				区分	開示請求者	開示の可否		個人情報	特定個人情報	法定代理	法定代理人 (親権者、後見人等)			任意代理	任意代理人 (委任契約を結んだ代理人)	×	
区分	開示請求者	開示の可否															
		個人情報	特定個人情報														
法定代理	法定代理人 (親権者、後見人等)																
任意代理	任意代理人 (委任契約を結んだ代理人)	×															
提案内容（提案者：兵庫県行政書士会）																	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報以外の個人情報は、本人が直接開示請求を行う必要があるため、自己の情報を確認したい場合などに必要な手続に時間を要する。 ・神戸市では、8士業 に限り個人情報の代理請求が可能である。守秘義務を有する行政書士等の国家資格者が任意代理人の場合は、個人情報の開示請求を行えるようにできないか。 <p style="margin-left: 20px;">8士業：弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士</p>																	
条例等所管部局等の回答（県民情報センター）																	
<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的とする県の個人情報保護条例の趣旨からすれば、自己の個人情報の開示を受けるかどうかは、本来、自己決定に係る部分であり、代理には親しまない行為であると考えます。 ・県の条例では、個人情報の収集から廃棄に至るまでの様々な取扱いの場面において、その保護に関する事項を定めており、開示請求の利便性を考慮することも必要ではあるものの、個人の権利利益を保護することの方が、より重要であると認識している。 ・広く代理請求を認めることは、任意代理人になりすました請求等、かえって本人の権利利益の保護に欠ける恐れがある。どうしても本人が窓口へ赴き開示請求をすることができない場合には、開示請求書の郵送による請求も可能とするなど、利便性を損ねない配慮も行っている。 																	
審議の結果等																	
<p>現行の制度運用を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の権利保護に関する利益と、利便性とを比較した場合、個人情報の権利保護を重視すべきとの考え方から、回答方針のとおり、現行の制度運用を維持とする。 																	

3-(1) 地籍調査の現地立会の簡素化等

根拠法令等	(国)国土調査法・地籍調査作業規程準則
提案の背景等	
<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査は市町村が実施している。一筆地調査では、調査図に基づく土地の所有者らの立会いによる筆界等の調査に、多大な労力を要している。 ・山村部の境界確認については、調査の迅速化を目指し、国土交通省が H30.5 に空中写真などのリモートセンシングデータを活用した新手法のマニュアルを策定している。 ・所有者不明土地では、隣接する土地所有者等が立会し、筆界を明らかにする客観的資料がある場合に限り調査することができるが、筆界を明らかにする客観的資料がない場合は筆界が未定となる。 	
【山村部での筆界確認(リモートセンシングデータを活用した新手法)】(国交省資料)	
<p style="text-align: center;">調査の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地立会いに代えて、土地所有者等が一堂に会し、微細な地形や植生等が把握可能なリモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を、集会所等で確認。  <p style="font-size: small;">微地形表現図(リモセンデータの一例)を活用して作成した筆界案と、集会所での確認のイメージ</p>	<p style="text-align: center;">測定の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中写真等から解析したリモートセンシングデータを用いて机上で測量を実施。現地での測量作業のコストを大幅に削減(従来より広範囲での地籍調査を実現)。  <p style="font-size: small;">地上での機材を用いた従来の測量手法</p> <p style="font-size: small;">主要基準点のみ現地測量し、画像等により境界点の座標値を一括算出</p>
提案内容 (提案者:兵庫県測量設計業協会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の実施は、不明確な土地境界による紛争の未然防止や、公共事業や民間開発事業、防災関連事業の計画的な推進など、多くの効果が見込まれるため、さらなる地籍調査の迅速化が望まれる。 ・山村部では、対象となる面積が大きいことに加え、土地所有者の高齢化や不在村化が、土地所有者の立会による境界確認を困難化させており、結果、調査に時間を要するなど、地籍調査実施の支障となっている。 ・広大な土地が多い山村部で筆界確認する際の土地所有者の負担軽減、また所有者不明土地においては隣接地所有者による確認のみでも可とするなど、効率的な調査手法の導入について、速やかに検討してほしい。 	
条例等所管部局等の回答 (県農地整備課)	
<p>【国へ制度の見直しを要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山村部の境界確認では、リモートセンシングデータを活用した新手法により、土地所有者が現地立会せず筆界を確認することができるなど、国において迅速化の取組が進められている。 ・所有者不明土地の筆界確認については、客観的資料が乏しい場合であっても、隣接所有者等により筆界案の調査・確認が可能な場合は、筆界案の公告等の一定の手続きを経た上で地籍調査を進める仕組みの構築等、地籍調査が円滑に進むよう、制度の見直しを国へ要望する。 	
審議の結果等	
<p>国へ制度の見直しを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管部局の対応方針案どおり、所有者不明土地の筆界確認手法等について、客観的資料が乏しい場合でも告示により確認を取れるようにすることを国へ要望する。 	

4 平成 30 年度の議論を踏まえた新たな論点

(1) 標準処理期間を定めている手続等に関する事項

論点 1 標準処理期間は手続の性質等により一定程度統一化すべきか。
標準処理期間設定の考え方が所属ごとに違うことにより具体的な支障があるか。

【規制改革推進会議意見】

標準処理期間を、許可や認可といった手続の性質に区分し一律に設定することは、類似した手続であっても処理の内容で期間が変動するなど、個々の内容により条件等が異なることから困難と言える。

それぞれの手続を所管する所属が、事務処理等の実態に基づき適切に期間を設定することが望ましい。またその際には、他の所属の設定状況も参考とできるよう、庁内の設定状況の共有化を図る必要がある。

[参考] 手続ごとの期間設定の例

《営業の許可》

- ・ 飲食店営業等営業の許可 15 日
- ・ 火薬類販売営業の許可 30 日（火薬庫の周辺状況等保安上の検査事項が多い）
- ・ 建設業の許可 45 日（申請数が多くそれぞれに欠格事由の確認等が必要）
- ・ 風俗営業の許可 55 日（現地調査、周辺環境の確認等が必要）

《事業の登録》

- ・ 魚介類行商の登録 3 日
- ・ フロン類回収業の登録 45 日（登録番号取得の際に環境省への照会が必要）
- ・ 貸金業の登録 2 月（県警、市町等へ欠格事由の確認が必要）

論点 2 標準処理期間の設定時点又は見直し時点から、一定期間を経過したもののすべてについて、見直しを検討すべきか。
その場合に、一定の見直しの方向性（基準）を示すことが必要か。

【規制改革推進会議意見】

設定された標準処理期間については、社会情勢の変化等を踏まえたものとなるよう、定期的に見直しを行うことが不可欠である。

当初の設定又は最終の見直しから長期間経過しているものや、標準処理期間と実際の処理の平均日数が大きく乖離しているものが、まず見直しの対象となる。更に、急速に変化する社会・経済情勢や ICT 等の技術発達により見直すべきものもあると考えられることから、対象とする手続を設定時期等で線引きせず、幅広に見直しに着手すべきである。

[参考] 標準処理期間の見直しにつながった直近の状況変化等

- ・ 国家戦略特区の特例(NPO 法人設立に係る処理期間短縮) H27.10.20(兵庫県・神戸市)
- ・ 暴力団排除条項の導入に伴う確認要件の追加 H27.4.1(建設業等)

論点3 申請者の予見可能性をより高める設定とするためにはどうすべきか。

【規制改革推進会議意見】

見直しに際しては、実際の処理日数等に基づいた日数を設定した上で、申請文書の経由に係る期間や審査期間、他機関との協議期間等の内訳の明示や、手続の内容に応じた標準処理期間の複数設定など、申請者にわかりやすいものとなるよう「見える化」を進める必要がある。

【参考】手続の内容に応じ標準処理期間を複数設定している例

処分名	開発行為の許可								
根拠法令及び条項	都市計画法（法令番号：昭和43年法律100号第29条第1項及び第2項）								
所管部局課室係名	県土整備部建築指導課開発指導班（内線：4048）								
審査基準	関係条項	都市計画法第33条、第34条等							
	基準	1 都市計画法第33条、34条の規定に基づく基準に合致していること。 2 「兵庫県の開発許可制度の手引」 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd24/wd24_000000054.htm)の内容に合致していること。							
	参考事項								
	設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成23年4月1日最終変更）							
標準処理期間	標準処理期間								
	内訳	<table border="1"> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> </tr> </table>		経由機関		協議機関		処分機関	
	経由機関								
協議機関									
処分機関									
設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成0年0月0日最終変更）								
備考	処理期間：処分庁によって、標準処理期間が異なる(別添のとおり)。								

【別添】(抜粋)

標準処理期間	総日数 (注：※)	市街化調整区域以外		市街化調整区域		備考	
		開発区域面積1ha未満	開発区域面積1ha以上 ゴルフ場除く	5ha未満	5ha以上 20ha未満 ゴルフ場除く		
標準処理期間		30日	45日	県民局60日 県民局90日 (開発審査会の議を経るもの) 本庁95日	125日		
		経由機関	—日	—日	本庁5日	5日	
		協議機関	—日	—日	—日	—日	
内 訳	処分機関	30日	45日	県民局60日 県民局90日 (開発審査会の議を経るもの) 本庁90日	120日		

(※)

- 1 休日及び補正に関する日数は含まない。処理期間の目安であり、全ての申請がこの期間内に処理されるものではない。
- 2 県民局等 … 県民局長等が許可するもの
本 庁 … 知事が許可するもの（担当課室：建築指導課）
- 3 標準処理期間のうち、市町経由の日数は、処分機関の日数に含む。
- 4 都市計画法第32条に係る協議機関は含まない。
- 5 市町の開発指導要綱等による行政指導の期間は含まない。
- 6 市街化調整区域に係る開発行為で、都市計画法第34条第14号に該当し、開発審査会の議を経ることとされているもののうち、申請期間に開発審査会が開催されない月を含む場合の標準処理期間は、上記の総日数に30日を加えた期間とする。
- 7 開発行為を行うに当たり、農地転用許可、林地開発許可が必要となるものについては、各所管部局と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。
- 8 贈与等による、土地の所有権の移転を行うために要する期間は含まない。

(2) 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

(ア) 事前の申請や協議等を行う旨を要綱・要領等で明文化しているもの

手続	事前協議等の目的	具体的な内容
岩石採取計画認可に係る事前協議 [岩石採取計画認可事務取扱要領]	<ul style="list-style-type: none"> 採取方法や事業形態により採石法の適用を受けないものもあり、認可申請の有無を事前協議で判断している。 鳥獣保護法等の他法令で規制される区域を含んでいないか、技術基準に適合しているか等を審査する必要があるため、この審査や資料修正等に期間を要するため、事前に内容の確認を行っている。 	[事前協議の内容] <ul style="list-style-type: none"> 認可申請(本申請)の必要性の判断 技術基準への適合等の確認 内容、添付資料等の調整 所在市町の意見聴取 [本申請] <ul style="list-style-type: none"> 採石法第33条の3に基づく認可申請 [申請者からの手続改善要望] なし
皮革関連施設の設置に係る事前協議 [皮革産業適正立地事前審査指導要綱]	<ul style="list-style-type: none"> 皮革関連施設は、構造設備、原材料の取扱等について適切に処理しなければ、甚だしく不衛生となり、周辺的生活環境の保全上著しい支障を及ぼすことになる。 公害防止対策を適切に行う必要があるため、事前審査によって、関係法令に基づく許可等の見込みがあるかを審査している。 関係法令:都市計画法、建築基準法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法、農地法等	[事前協議の内容] <ul style="list-style-type: none"> 関係法令による許可等の適否判断 衛生等基準への適合等の確認 所在市町の意見聴取 適正立地事前審査会での審査 [本申請] <ul style="list-style-type: none"> 化製場法第3条に基づく許可申請等 [申請者からの手続改善要望] なし
有料老人ホームの設置に係る事前協議 [兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱]	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法に基づく手続は「届出」のみであり、申請内容に不備がなければ受理される。適切な施設設置等を担保するため、県がその内容について事前に審査する必要がある。厚労省の標準指導指針を基に、県で指導指針を定め、設置前及び事業開始後において継続的な指導を行っている。 事前協議は、施設の建築計画がある程度進んだ段階で実施するが、その段階で設置に当たっての重大な問題やトラブル等が発生した場合、対処困難に陥る可能性があることから、適切な指導・監督のため、事前申出と事前協議の二段階としている。 	[事前申出の内容] <ul style="list-style-type: none"> 設置の趣意や設置予定地の取得計画等の確認 所在市町の意見聴取 [事前協議の内容] <ul style="list-style-type: none"> 建築工期や建築に係る資金計画、職員配置や構造設備等の基準適合性の確認 所在市町の同意確認 [届出] <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第29条に基づく届出 [申請者からの手続改善要望] なし

[有料老人ホームの設置に係る事前協議において、事前申出と事前協議の2段階としている目的等]

(目的)

- 事前申出の時点で、当該地域における有料老人ホームの設置自体について、事業者の考え方や他の老人福祉施設も含めた地域全体の施設需要、立地市町の意見等を確認し、その必要性等を判断している。
- 事前申出によって設置計画が認められたものについて、事前協議において、県が指導指針によって求める施設基準への適合性や建設工期、職員配置等、具体的な施設の内容について確認を行っている。

(背景)

- 病院や特養とそこで受ける介護保険サービスは、概ね一致しているため行政が強く関与できる(許可等)一方で、有料老人ホームは、施設設置者側の自由度を保ちながら設置するとの考え方から届出制としている。
- 届出制でも利用者の居住の安定やサービスの質を確保するために、行政の関与が一定必要となる。
- また、介護保険・国民健康保険の制度運営を行う市町としては、他の市町から高齢者を呼び込む等による介護保険・国民健康保険の負担増加等も考慮し、施設設置に係る需給調整を行わざるを得ない状況がある。

《参考》条例により規定している手続の例

手続	手続の目的	手続の内容等
産業廃棄物処理施設設置に係る廃棄物処理法申請前の手続 [産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例]	<ul style="list-style-type: none"> ・法律では、産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請が基準に適合していれば許可される。 ・産業廃棄物処理施設設置に伴う生活環境上の不安等もあり、地元との紛争が生じやすい。 ・このため、法許可申請前に条例に基づき事業計画を作成の上事前に公開し、地元住民の意向を計画に反映させることで、紛争の予防と調整を図り、地域の健全な生活環境の維持及び向上に資することとしている。 ・また、全国的にも、法許可申請前に住民に対し事業内容の説明等を行うよう、多くの自治体で条例等を定めている。 	<p>[確認事項等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令による許可等の適用の有無 ・所在市町の意見聴取 ・関係住民を対象とした説明会開催 <p>[関係する法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく申請等
大規模建築物等の建築に係る協議 [景観の形成等に関する条例]	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成地区等での建築又は大規模建築物の建築を行う場合は、条例に基づく届出を行うことになっている。 ・高さ60mを超えるなど更に大規模なものについては協議を行い、調査、予測又は評価を求めている。 	<p>[確認事項等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観基準への適合、現況調査、景観シミュレーションの確認(調査、予測の場合) <p>[関係する法令等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の形成等に関する条例第10条第1項及び第2項、第17条並びに第23条に基づく届出

[条例化の趣旨]

周辺環境への影響が極めて大きい事案や住民等との紛争が生じる可能性が高い事案において、法令等により規定される手続を適正かつ円滑に行うため、事業者に対して事業計画の提出等の事前手続を条例に定め、義務化している。

なお、これらの手続で確認する書類等と、法令等に規定の申請手続に関する書類等には、重複はない。

(イ) 事前の協議や相談等を行う旨を明文化せず実施している主なもの

手続	事前相談等の目的	具体的な内容
特定非営利活動法人の設立認証申請に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類や添付書類が複数あり、作成が困難な場合があるうえ、申請書受理後は軽微な誤字脱字等以外の修正が行えないため、事前に不備等がないか確認を行い、申請後の無用な手間等を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請受理後は修正できないため、内容、添付資料等に不備がないかを確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第10条に基づく認証申請
食品営業許可の申請に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が行おうとする事業内容を確認し、申請者が取得しなければならない許可業種(飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業等)を判断した上で、その業種の施設基準(法第51条に基づき県が定める基準)に合致しているか確認している。 ・申請書類について不備がないよう確認し、申請後の無用な手戻り等を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の事業内容から許可業種を判断 ・施設基準等を満たしているかを確認 ・内容、添付資料等に不備がないかを確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第52条に基づく許可申請

手続	事前相談等の目的	具体的な内容
産業立地条例に基づく支援措置申請の事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が行おうとする事業について内容を確認し、県の産業立地条例に基づく支援(法人事業税軽減、設備投資補助等)対象事業の該当・非該当を判断している。 支援の該当の見込みがない事業についての添付書類の作成や準備等無用な作業を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の事業内容から支援要件を満たしているかを確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業立地条例第13条等に基づく各種申請
建築許可の申請に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法で原則禁止されている行為等について、例外的に許可できる要件等を満たしているか、許可申請書等を確認している。 書類の不備、内容の妥当性等を確認し、許可の要否を事前に判断することで、申請後の無用な手戻り等による申請者の負担を防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可要件を満たしているかを確認 内容、添付資料等に不備がないか等を確認 <p>[本申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく建築許可申請
市町の下水道事業の事業計画策定に係る事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 市町の事業計画について事前相談を行い、下水道法等の関係法令や流域別下水道整備総合計画等の上位計画に適合した内容となっているか、県が確認を行っている。 本申請前に内容を確認することにより、申請後の無用な手戻りを防いでいる。 	<p>[事前相談の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令等に適合しているかを確認 内容等に不備がないかを確認 <p>[本協議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道法第4条に基づく計画策定

これらの事前の協議や相談等については、

- ・申請者からの相談等は任意である
- ・申請者からの手続に関する改善要望等はない

という状況にある。

(ウ) 現状を踏まえた論点

論点1 事前申請等を分けて行うため、その分の時間が上乗せになっているのではないか

【事前申請等を明文化しているもの[(ア)関係]

- ・本申請に付随する他法令との関係の確認を行う必要がある場合は、手続が増え、本申請のみの場合に対し協議等の時間は増加することになる。
- ・事前申請等で確認した書類は、本申請で再度の提出までは不要となっているなど、手続に重複はない。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの[(イ)関係]

- ・申請者の希望により事前相談等を行うかどうかを判断している。

【共通事項】

- ・申請が必要な事案かどうかを事前に判断でき、無用な申請を防いでいる。
- ・また記載誤りの修正等を事前に行うことで、申請後の手戻りの縮減にも繋がっている。

論点2 法令による申請等では要求されていない内容を事前申請等で求める必要があるのか

【事前申請等を明文化しているもの[(ア)関係]

- ・申請に付随する他法令との関係について、行政の立場で確認しておく必要がある。なお、他法令との関係を理由に本申請を拒否することはない。
- ・法令には定められていないが、周囲環境や周辺住民、入居者等への影響について、行政の立場で確認しておく必要がある。なお、当該確認結果を理由に本申請を拒否することはない。
- ・申請側にとっても、建築分野では手戻りを防ぐため設計が固まる前の確認が必要であるなど、事前の確認を必要としている面もある。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの[(イ)関係]

- ・法令による申請等で要求されていない内容を、申請者に求めることはない。

論点3 申請者に対して義務付けるのであれば条例化すべきではないか

【事前申請等を明文化しているもの[(ア)関係]

- ・法令に基づく許認可等の一連の手続について、要綱や要領等に基づき事前協議等を行う現行の手法で大きな課題が発生していない状況にある。
- ・規制を強化する方向となる事前手続等の条例化に関しては、(周囲環境への影響が極めて大きい事案等で一部条例化しているものもあるが)申請者の負担増や手続の硬直化等の弊害も想定されることから、現在の運用状況も踏まえ慎重に判断する必要がある。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの[(イ)関係]

- ・相談等は任意としており、義務付けは想定していない。

(エ) 本案件に関する取扱い方針

【事前申請等を明文化しているもの[(ア)関係]

事前協議等を行っていることが本申請時の申請要件とはなっていない(事前協議等を行っていない場合でも、直接本申請があれば受理される)

現在の取扱いに関して、窓口等への苦情や、処理上の課題が発生していない

各関係団体等からも、個々の事前申請等の手続について問題提起(当会議への提案等)がされていない



- ・事前の協議・相談等は、義務ではないものの、申請側が事前に行政に確認できることによる利点も存在し、一定意義があると言える。
- ・しかしながら、事前協議等の際に法令等に定めのない書類は求めないなど、申請者の負担増とならないよう徹底する必要がある。機会を捉まえて手続を見直し、適正化を図ることが不可欠であり、事前申請・事前協議等の個別具体の案件について、支障事案の提案があった場合には、当会議で審議を行っていく。

【事前相談等を明文化せず実施しているもの[(イ)関係]

- ・申請者の希望等により事前相談等を行うものであり、現在の取扱いに問題はないが、事実上相談等を強制することがないよう、徹底する必要がある。

平成 30 年度審議結果の対応状況 (平成 30 年度報告書時点で未対応としていた案件)

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準	規制手続の見直し (上乘せ基準を見直す)	対応済 ・排水基準を緩和するよう条例を改正 (R 元.12 月)
2	一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準	制度内容の明確化 (施行規則に規定する)	対応済 ・面積算定の方法が明確になるよう規則を改正 (R 元.8 月)
3	工場立地法に基づく緑地面積率等に関する市町準則の制定	制度内容の周知 (市町へ周知する)	対応済 ・緑地面積率等の制度の仕組み等を市町へ周知 (R 元.5 月)

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	指定障害福祉サービス事業に係る指定申請書類の明確化	制度内容の明確化 (標準的なモデルの提示を検討する)	対応済 ・政令指定都市・中核市にモデル提示(R2.2月)
2	マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付	制度内容の周知 (市町に周知する)	対応済 ・県下の導入状況を市町へ周知(R 元.5 月) ・未実施団体へ様々な機会を通じ導入を依頼

(3) 国の法令等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	古民家の改修等に係る規制緩和	制度内容の明確化 (Q&A 等による明確化を検討する)	対応済 ・基準の解説を作成(R 元.6 月) 手引を改訂 ・窓口で解説を配布
2	農地取得要件の下限面積の撤廃	制度内容の周知 (設定状況を情報共有する)	対応済 ・県下の状況等を市町へ周知(R 元.5 月) ・随時、市町の下限面積一覧を更新
3	企業立地を促進するための農業振興地域除外要件の緩和	国へ制度の見直しを要望 (国へ要望する)	対応済 ・国へ要望を提出(R 元.6 月、11 月)

兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第 7 条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第 1 回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第 8 条 委員、第 3 条第 2 項に定めるワーキンググループメンバー、第 6 条及び第 7 条第 3 項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第 7 条第 2 項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第 9 条 委員、オブザーバー、第 3 条第 2 項に定めるワーキンググループメンバー、第 6 条及び第 7 条第 3 項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第 7 条第 2 項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第 10 条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 8 月 22 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
辻 芳治 (R元.8.22 ~ 10.30) 福永 明 (R元.11.29 ~ R2.3.31)	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
金澤 和夫	兵庫県副知事
藤原 保幸	兵庫県市長会会長
庵道 典章	兵庫県町村会会長